

【記入例】

婚姻届

令和 年 〇月 〇日届出

蓮田市 長 殿

戸籍に記載されているとおり省略せずに記入してください。

第	号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

届出をする年月日および市区町村名を記入してください。

届出現在、住民登録しているところ(役所(場)に届けてある住所)を記入してください。

転入・転居の届をすでにしている場合、または婚姻届と同時にする場合、新住所を記入してください。

アパート、マンション等の建物名がある場合は「(方書)」欄に記入してください。

戸籍の【父】【母】欄に記載されている父母を記入してください。離婚その他で父母の氏が変わるときは、変更後の氏を記入してください。

また、婚姻の当事者に養父や養母がいる場合は記入してください。

夫妻それぞれあてはまる番号にチェックしてください。

夫妻の職業は国勢調査の年のみ記入してください。

それぞれ自署をしてください。

(1)	氏名	夫になる人 はすだ たるう 氏 名 蓮田 太郎	妻になる人 ねがね はなこ 氏 名 根金 花子
	生年月日	昭和・平成・西暦 元 年 1 月 8 日	昭和・平成・西暦 62 年 10 月 23 日
(2)	住所	埼玉県蓮田市上2丁目 11 番地 7 号 (方書) ハイツはすだ101号 世帯主の氏名 蓮田 太郎	左に同じ 番地 号
	本籍	埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1 (外国人のときは国籍だけを書いてください) 筆頭者の氏名 蓮田 一郎	長野県下伊那郡松川町元大島 3823 番地 番 筆頭者の氏名 根金 正治
(3)	父母及び養父母の氏名	父 白岡 武 母 蓮田 春子	父 根金 正治 母 根金 秋子
	父母との続き柄	続き柄 長男 養父 蓮田 一郎 養母	続き柄 二女 養父 養母
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏	新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1
	同居を始めたとき	令和 年 月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始め) ときのうち早いほうを書いてください
(5)	初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (☐死別 ☐離別 昭和・平成・令和・西暦 年 月 日)	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚 (☐死別 ☐離別 昭和・平成・令和・西暦 年 月 日)
	同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(6)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	その他		
(7)	届出人署名	夫 蓮田 太郎 印	妻 根金 花子 印
	事件簿番号		
(8)	住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
	連絡先	電話 090 (xxxx) xxxx	自宅・勤務先 [] 携帯

この届書には成年の証人が必要です。婚姻の事実を知っている成年のかたであれば親・きょうだい・お知り合いどなたでも結構ですが、必ず証人二人の自筆の署名が必要です(民法739条)。

証人	蓮田 孝一 印	馬込 夏子 印
署名	(※押印は任意)	
生年月日	昭和・平成・西暦 56 年 10 月 13 日	昭和・平成・西暦 37 年 11 月 22 日
住所	埼玉県白岡市千駄野 432 番地 号	埼玉県さいたま市岩槻区 本町3丁目2 番地 5 号
本籍	埼玉県白岡市千駄野 432 番地 番	埼玉県さいたま市岩槻区 本町三丁目2 番地 番

どちらの氏を称するかは、お二人の自由な意思により決められます。夫の氏、妻の氏のどちらかにチェック☑をしてください。夫の氏を称して婚姻したときは夫が筆頭者に、また妻の氏を称して婚姻したときは妻が筆頭者になります。

「新本籍」について
・初婚のかた
全国どこでも該当する地番が存在すれば置けますが、分筆等により地番が変更になって置けない場合があります。婚姻届の提出前に、本籍を置きたい市区町村の役所(役場)にお問合わせください。
・再婚のかた
すでに、ご自身が戸籍の筆頭者になっていて、ご自身の氏を称して婚姻する場合は新しい戸籍は作られないので、称する氏にチェック☑するだけで、新本籍の番地は記入しないでください。

その他 詳しくは担当職員にご相談ください。
・婚姻の当事者が未成年の場合、父母の同意書が必要になります。養父母がいる場合は、その同意書が必要になります。
・再婚の女性は、婚姻の解消または取消しの日から100日経過した後でなければ再婚できません。
・再婚の場合、先妻または先夫との間に子どもがいるときは婚姻届のみでは法律上の親子関係は生じませんので、担当職員にご相談ください。

問い合わせ
蓮田市役所市民課戸籍担当

048-768-3111
内線115・116

昼間に連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

裏面もご覧ください

消せるボールペンは使わないでください。

令和 年 月 日	午前 時 分 午後	受領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	
	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	
	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
不受理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住	
	<input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無	()
送付	令和 年 月 日	
確認	通知	

《婚姻届の提出の際に必要なもの》

- 父母の同意書（未成年のかたの場合）
- 婚姻届を持参するかたの本人確認書類

官公署発行の顔写真付きの書類

〔運転免許証、パスポート（旅券）、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど〕

本人確認書類をお持ちでなくても不受理申出がされていなければ届出はできます。

本人確認ができなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。

- マイナンバーカード（氏が変わるかたのみ）
- 国民健康保険証（加入者で氏が変わるかたのみ）

《婚姻届と同時に住所も変更するときに必要なもの》

住所変更の届出が別途必要です

- 転出証明書（蓮田市以外からの転入）
- 国民健康保険証（加入者）
- マイナンバーカード

※外国籍のかた

ご用意いただく書類が別途ございます。国籍によって必要な書類が異なりますので、事前に担当職員へご相談ください。

《本庁舎にて夜間・閉庁日に婚姻届を提出するかたへ》

*夜間（午後5時15分以降）、閉庁日（土日・祝祭日等）は、市役所北入口の警備室でお預かりします。記載もれや誤記がありますと、後日市役所が開庁している時間に来庁いただき、訂正していただくこととなりますのでご注意ください。

*住所の異動は夜間・閉庁日（土日・祝祭日等）にはできません。後日市役所が開庁している時間にお手続きをしていただきます。

《婚姻届提出前に届書の事前確認をすることもできます。》

ご希望の場合は、記入済の婚姻届を市役所市民課窓口にご持参ください。

《蓮田駅西口行政センターへ婚姻届を提出するかたへ》

提出できるのは、蓮田駅西口行政センターが開所している日時のみです。

開所日時 月～水 午前8時30分～午後5時15分

金～日 午前8時30分～午後5時15分

※木曜日、祝日、年末年始を除く。

※土曜日・日曜日は、お預かりのみになります。

《問い合わせ》

蓮田市役所市民課戸籍担当 Tel.048-768-3111
内線115・116
蓮田駅西口行政センター総合窓口管理課
Tel.048-764-5111